

日本の再生に向けて

—東日本大震災 復興への提言—

平成23年7月

全国知事会

東日本大震災復興協力本部

日本の再生に向けて —東日本大震災 復興への提言—

東日本大震災復興協力本部

平成23年3月11日午後2時46分、岩手県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。これによる巨大津波によって東北地方の太平洋沿岸の市町村ではまち並みが根こそぎ倒壊、流出し、集落が消滅したほか、地震動、火災、液状化なども相まって、東日本に災害史上未曾有の壊滅的な被害が発生した。死者、行方不明者は合わせて2万人を超え、約12万人に上る被災者は今なお体育館や公民館、仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされており、多くの国民は復興への取組の遅れに対して深い懸念を抱いている。

更に、東京電力福島第一原子力発電所における事故は、依然として収束の兆しが見えない状況の中、警戒区域や計画的避難区域等に加え、新たに特定避難勧奨地点が設定されたことにより、関係住民は今もなお出口の見えない避難生活を強いられている。また、放射性物質による汚染の影響は国内のみでなく、海外への食品をはじめ工業製品に至る多くの輸出品目に風評被害を与えている。また、放射能に関する安全基準が明確にされず、そのことが混乱に輪をかけている。日本全体の経済活動は電力不足の影響と相まって、このままでは活力の喪失にもつながりかねず、東日本大震災発災後4ヶ月経った今でも、復旧・復興の手がかりを模索する状況が続いている。

こうした状況の中、国においては、復興の基本理念や基本的施策、復興対策本部や復興庁の設置、特区制度の整備等を内容とする復興基本法を制定し、復興構想会議での提言なども踏まえた取り組みを進めている。

本会においても、発災直後に緊急広域災害対策本部を設置して支援物資の提供や職員派遣などの応急対策に当たった。5月12日からは東日本大震災復興協力本部（本部長：上田埼玉県知事）を中核とした復興支援のための協力体制を整備して、被災市町村の義援金支給関連業務への職員派遣など中長期にわたる人的支援、被災者生活再建支援制度に対する国への支援強化要請など、被災地からのニーズにきめ細かく対応するとともに、今後発生が予想される巨大地震等による大規模災害への実効ある対策の確立に向けて取組を進めている。

今後、一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、国難とも言える今回の事態を乗り越えて、日本の再生を果たすためには、国と地方が総力を結集して取り組む必要がある。

については、国が被災県から既に提出されている提言・要望に誠実に対応するとともに、当面する緊急課題である以下の事項について、地方と十分に協議の上、速やかに対応するよう提言する。

1. 地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべき

提言1 復興基本方針の早期提示

東日本大震災では、大津波や地震動、火災、液状化などによりそれぞれのまちに甚大な被害が生じたが、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地の地理的特性や被害の態様が様々であることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興計画が早期に策定できるよう配慮することが必要である。

国は早急に復興基本法第3条に規定する東日本大震災復興基本方針を定めるとともに、各地域における復興まちづくりに必要となる予算措置等を速やかに講ずること。

提言2 復興特区の速やかな制度設計と有効活用

地域主導による復興を迅速に進めるには、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の活用が不可欠である。復興基本法に位置づけられた復興特区の有効活用を図るため、国は地方の意見を踏まえつつ早急に制度設計を行うこと。

制度設計に当たっては、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国は最小限の範囲の関与にとどめ、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

なお、既に岩手県や宮城県から具体的な特区提案がなされているところであり、これらの提案が実現できるよう制度設計及び運用を行うこと。

提言3 高速道路ネットワークの整備促進

復興に向けて力強く進んでいくには、三陸沿岸地域及び日本海沿岸地域を南北に貫く「縦軸」と、東西を結ぶ東北横断自動車道等「横軸」の、格子状の高速道路ネットワークの整備が喫緊の課題である。

住民生活や経済活動を支える円滑な物流を確保し、早急に被災した地方の骨格を固めるためにも、高速道路ネットワークの早期完成を図ること。

提言4 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

新たなまちづくりを進めるためには、安全な土地の確保の見通しが必要である。各自治体の復興計画策定推進のため、早急に湾口防波堤や防潮堤等の整備方針を示し、早期完成を図ること。

提言5 迅速ながれき処理の推進

地域復旧の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

がれき処理は基本的には市町村の事務とされているところであるが、東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量に発生しているため、各自治体の処理能力を大きく超えている。

迅速な復旧を進めるため、がれき処理については、国が主導して広域処理体制を構築し支援する他、国の直轄事業や県への補助事業を導入するなど、既存の制度や従来からの役割分担を超えた弾力的な運用や特例措置を実施すること。

提言6 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度等の創設

被災地において復興に必要な財源が確実に確保されるよう、復興財源のあり方について地方を交えた議論・検討をただちに開始すること。

被災した自治体や避難者を受け入れている自治体を実施する復旧・復興事業に要する経費に対しては地方交付税総額とは別枠で財源を確保するとともに、不交付団体にも確実に財源を措置すること。

また、被災地の復興財源として、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できるよう自由度の高い包括的交付金制度を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

さらに、災害復旧事業について、国庫補助率のさらなるかさ上げや補助対象範囲の拡大や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなどの弾力的な財政支援措置を講ずること。

提言7 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

各般にわたる復興対策を補完し、被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

提言8 第3次補正予算の速やかな編成と執行

復興構想会議の提言や被災地の要望などを踏まえ、直接的被害を受けた被災地はもとより、併せて多大な間接的被害を被っている東日本全体の復興に向けて、インフラの整備、まちづくり、農林水産業の生産基盤の復興、産業振興、放射能汚染対策など本格的な復興対策を盛り込んだ第3次補正予算を財源措置との同時決定にこだわらず速やかに編成し、ただちに実施すること。その際、財源を「今を生きる世代」のみで負担することを強調して事業規模を制約することなく、円高の是正、デフレ経済からの脱却に

より経済回復を図り、復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことなどにより財源を確保し、復興に必要な事業を迅速かつ支障なく実施できるよう、十分な事業費を計上すること。

2. 福島第一原発事故の早期収束と安全対策の確立を実現すべき

提言1 福島第一原発における事故の早急な収束

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるように、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

提言2 原子力発電に関する安全対策の確立

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所等における安全対策も強化すること。

また、地域住民の安全・安心を確保する地域防災計画の見直しを早期に行うため、防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）を原子力発電所から8～10kmに設定している現行の「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」や国の「防災基本計画」を、都道府県域を超えた大規模災害にも対応できるように、原発の立地しない地方自治体の意見も踏まえ、早急に見直すこと。

提言3 放射能汚染に対する安全対策の推進

オフサイトセンターが今回の事故では機能しなかったことを十分検証し、今後の対策に反映させること。

また、放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域的かつ長期・継続的な測定を国が責任をもって実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

更に、放射線量、飲料水、食品、放射性物質に汚染された土壌や上下水汚泥、廃棄物等に関する各種安全基準や取扱い等に関する指針を速やかに明確に設定した上、住居や公園・校庭・園庭等の土壌、農地の除染や、廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活や子どもの学校生活等の安全・安心を確保する対策を強化すること。

さらに、放射線量や放射性物質に対する監視・検査体制の拡充・強化を図るため、必要な資機材の配備等について、財政支援措置を講ずること。

提言4 風評被害対策の強化

日本産食品等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、輸入規制に踏み切る国等が拡大しないよう、関係国等への働きかけを強化すると

ともに、政府として国際社会に対して、農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービスなど広範な分野・地域に関する安全性を緊急に宣言すること。また、これらの分野等に係る風評の払拭に向けた的確かつ積極的な情報発信や農林水産物及び工業製品等の安全性の証明に必要な検査等により生じる企業等の新たな負担に対する対策を講じること。

また、被災地から避難された人々が、風評等により、いわれなく差別やいじめを受けることがないように国民各層への周知を図るため、一層の情報発信に努めること。

さらに、農林水産物等の風評被害による経済的損害について、確実に賠償等の対象とすること。

提言 5 原子力災害に対する十分な財政支援

原子力発電所事故による影響を早急に払拭するために必要な地方の取組みに対し、用途の自由な交付金制度の創設等十分な財政支援を行うこと。

提言 6 国内産品の輸出証明書発行事務対策

日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

3. 被災者支援施策を充実・強化すべき

提言 1 被災者に対する支援の充実・強化

地震・津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、慣れない環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、住宅・雇用をはじめ生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施すること。

また、原子力災害に伴う被災者の早期救済に万全を尽くすとともに、損害の賠償等に当たっては、立法措置も含め、国が全責任を持って対応すること。

提言 2 原子力災害被災者への経済的支援

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方自治体における地方税収入等の減に係る100%の財源措置を講じること。

提言 3 住宅確保のための支援

避難所で避難している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の迅速な建設を支援するとともに、公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後、恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅、地域優良賃貸住宅や改良住宅などの整備が大量に必要となることから、補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置の実施、また、被災者生活再建支援制度における対象災害の見直し等の制度の総合的な見直しを行い、被災した住宅の修繕や再建に対して手厚く支援するなど、国による全面的な支援と財政措置を講じること。

提言 4 液状化被害からの復旧への支援の充実・強化

液状化の被害を受けた住宅の被害認定基準の見直しが行われたが、新たな基準で判定しても、被災者生活再建支援法の対象となる世帯は非常に少ないことから、更なる基準の見直しを実施すること。

さらに、液状化被害世帯への独自支援を行った自治体に対する財源措置を講じること。

4. 東日本大震災を踏まえ、地域の防災対策を強化すべき

今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、各地域における防災対策を強化するため、国の防災基本計画を早期に見直すとともに、以下の措置を講じること。

提言 1 地震・津波観測監視システム等の構築による観測体制の強化

地震・津波発生メカニズムの解明を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）や海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網を構築し、津波観測・予知体制を確立・強化すること。

提言 2 早急な津波被害予測の実施

正確なシミュレーションのもと、津波高に加えて詳細な浸水予測図を作成するなど、被害想定の見直しを行うこと。

提言 3 消防力・防災力の強化

大規模災害時の緊急救助や支援、孤立集落の発生を防ぐためには被災状況の把握と救急援助活動の早急な活動展開はきわめて重要であり、国において、緊急消防援助隊の活動の充実・強化や、消防救急無線の送受信を確実にする消防救急デジタル無線、衛星電話の整備など情報通信体制の充実・強化を図ること。

また、警察の災害対応のための資機材の充実、自衛隊の災害派遣活動の環境整備や自治体との共同訓練の強化、海外からの支援隊の円滑な受入のため

の取組など、地域の防災力の強化に向けて総合的な対策を講じること。

提言 4 災害医療体制の充実・強化

DMA T（災害派遣医療チーム）は、大規模災害時の救急救助・医療に大きな力を発揮するが、今般の東日本大震災では、移動手段や携行装備の確保に大きな課題があり、緊急の展開、活動に支障を来した。

については、DMA Tの迅速・有効な活動展開を実施するため、国として大規模災害被災地における移動手段や携行装備の確保と活動環境の整備を図ること。